

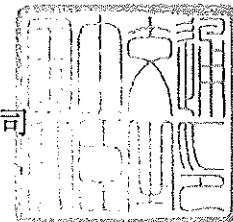
国海総第560号  
平成22年3月24日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣

前原誠司



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第100号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聞く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
東海運株式会社	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号	1
津軽海峡フェリー株式会社	北海道函館市港町三丁目19番	1